

## 出来事（2020年1月）

### 1. 食品添加物の新規指定

- ・二炭酸ジメチル 2020年1月15日指定（登録数：464品目）
- ・ジフェノコナゾール（ポストハーベスト） 2020年1月31日薬食審・食品衛生分科会で承認  
1月20日WTO通報 今後、パブコメ等が実施された上で、指定される。

### 2. 食品添加物の規格基準の設定と改定 2020年1月15日

#### 1) 規格の設定

- ・二炭酸ジメチル
- ・イソマルトデキストラナーゼ
- ・カキ色素

#### 2) 規格の改定

- ・エンジュ抽出物
- ・d-1- $\alpha$ -トコフェロール

#### 3) 追補作成のための規格基準の設定についても、3品目が了承された。

- ・イソアルファー苦味酸
- ・高級脂肪酸（カプリル酸、カプリン酸、ステアリン酸、パルミチン酸、ベヘニン酸、ミリスチン酸、ラウリン酸）
- ・生石灰

### 3. 指定成分等含有食品による健康被害情報の届出

食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分等として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの（指定成分等）については、それらを含む食品に係る健康被害情報の事業者からの届出や製造工程の管理などの措置が適用されることとなる。

- ・公布日：2020年2月（予定）
- ・施行期日：2020年6月1日
- ・指定成分等
  - ① コレウス・フォルスコリー
  - ② ドオウレン
  - ③ プエラリア・ミリフィカ
  - ④ ブラックコホシュ

### 4. 「危害発生のおそれがない場合」

2019年12月27日の省令改正により、届出・報告制度の対象等の範囲等の明確化がなされた。「違反するおそれがある場合」とは、違反食品等の原因と同じ原料を使用している、製造方

法、製造ラインが同一であることで汚染が生じている等として営業者が違反食品等と同時に回収する食品等がある場合をいう。なお、法上の問題のない単なる商品の入れ間違いや品質に関する事等の情報は、行政が事故情報として把握・公表する理由に乏しく、むしろ健康被害に結び付く情報を埋没させる懸念があることから届出の対象とされていない。

5. 食品衛生法の一部改正に伴う措置等 2019年12月27日

1) 営業許可に関する事項

第32号（旧第34号）添加物製造業

・実質的な変更はない。

ただし、規格が定められた添加物の小分けも許可の対象となる。

（尚、「規格が定められた添加物」は、規格が定められた添加物製剤を含む。）

2) 営業許可の対象業種の施設基準

都道府県は、厚生労働省令で定める基準（参酌基準）を参酌して条例を定める。

3) 営業許可の申請

食品衛生責任者の選定と講習会の受講の指導を都道府県に求めるもの。

4) 営業届出制度

原則として、全ての営業者に、HACCPに沿った衛生管理を求めることになった。

5) 施行期日：2021年6月

6) 政令等に関する説明会 全国7都市 2月12日（東京）～3月4日（東北）

6. ミネラルウォーター類の成分規格の改正について

2020年1月31日の薬食審・食品衛生分科会で、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの」及び「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」の化学物質について、平成22年12月14日開催の部会で決定した「ミネラルウォーター類における化学物質等の成分規格の設定等について」を考慮し、以下の改正案の通り改正することとされた。

1) ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものの化学物質の成分規格

物質名	改正案 (mg/l)	現行基準 (mg/l)
水銀 (現行通り)	0.0005	0.0005
六価クロム (改正)	0.02	0.05

2) ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものの化学物質の成分規格

物質名	改正案 (mg/l)	現行基準 (mg/l)
水銀 (現行通り)	0.0005	0.0005
六価クロム (改正)	0.02	0.05
クロロ酢酸 (改正)	0.02	基準値なし
ジクロロ酢酸 (改正)	0.03	基準値なし
トリクロロ酢酸 (改正)	0.03	基準値なし

## 7. 容器保存の基準の改正

2020年1月31日の薬食審・食品衛生分科会で、「政令で定める材質の原材料であって、これに含まれる物質」に関する規格基準の設定について審議され改正案が了承された。

- 1) 改正法第18条第3項の政令で定める材質（合成樹脂）の原材料であって、これに含まれる物質について、含有量等に関する規格を規格基準告示「第3 器具及び容器包装A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」に規定する。なお、含有量等の数値等については、新たに別表を設けて規定する。
- 2) 着色の目的に限って使用する物質は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第1に掲げる着色料若しくは溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている着色料であることとする。
- 3) 規格基準告示「第3 器具及び容器包装A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」の7及び「F 器具及び容器包装の製造基準」の5の規定を削除する。
  - ・ポジティブリストの告示 2020年2月（予定）
  - ・ポジティブリスト制度の開始 2020年6月
  - ・経過処置（移行期間）：5年程度？

## 8. 「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量」の設定

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）により、食品用器具・容器包装にポジティブリスト制度を導入するにあたり、公布の日（2019年6月13日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

2020年1月31日の薬食審・食品衛生分科会で、「改正食品衛生法第18条第3項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量は、食品中濃度として0.01mg/kgとする。」が了承された。（約10ppbに相当する。）

## 9. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限
- ② 1月の新たな出荷制限の指示はない。

## 10. 食品添加物ラカンカ抽出物の安全性

ラカンカ抽出物は、ラカンカ（モンクフルーツ *Siraitia grosvenorii*）の果実の水抽出により調製される。ラカンカの果実の主な成分は、ククルビタン配糖体、モグロシドである。

モグロシドV 52%のラカンカ抽出物を用いた90日間試験で観察された精巢への影響は却下できず、有害性を排除できない。雄の動物では、暴露時間が精子形成の全長をカバーしなかったため、EFSAのガイダンスに従って、慢性毒性／発がん性試験のデータが必要だろうとし、安全性を結論するには不十分だと結論したとのこと。（2019年12月11日 EFSA）

11. FDA はグルコマンナンを食物繊維として加える市民請願を承諾

FDA は、1月10日、市民請願に対応して、グルコマンナン (glucomannan) を食物繊維の定義に追加するとの提案を発表した。

\*FDA が食物繊維の定義に合致すると判断した 7 種 :

ベータグルカン可溶性繊維、サイリウムハスク (Psyllium husk)、セルロース、グアガム、ペクチン、ローカストビーンガム、ヒドロキシプロピルメチルセルロース

\*FDA が食物繊維の定義に追加される難消化性炭水化物として提案する意向の 10 種 :

混合植物細胞壁繊維 (サトウキビ繊維やリンゴ繊維等)、アラビノキシラン、アルギン酸、イヌリン、イヌリン型フルクタン、高アミロースデンプン、ガラクトオリゴ糖、ポリデキストロース、難消化性デキストリン、リン酸架橋 RS4、グルコマンナン

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-grants-citizen-petition-glucomannan-dietary-fiber>

12. ブラジルのビールでジエチレングリコール中毒の疑い (香港)

ブラジルの Cervejaria Backer のビール飲酒後に、ジエチレングリコール中毒の疑いがあり、同社の全ビール製品を回収とのブラジル農業畜産食糧供給省 (Agriculture, Livestock and Food Supply MAPA) の通知に基づき、香港食品安全センターは香港への輸入の有無を調査するとともに、ブラジル当局に問い合わせている。(1月17日)

[https://www.cfs.gov.hk/english/rc/subject/files/20200117\\_1.pdf](https://www.cfs.gov.hk/english/rc/subject/files/20200117_1.pdf)

13. 輸入食品の違反事例

- ・谷尾食糧工業株式会社がタイから輸入した「シロップ漬け：混合果実」のモニタリング検査で、安全性未審査遺伝子組換えパパイヤ (PRSV-SC) 陽性による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示された。
- ・株式会社サリラヤがインドネシアから輸入した「キャッサバ」の命令検査で、シアン化合物 60mg/kg 検出により廃棄、積戻し等が指示された。
- ・株式会社スミフルがメキシコから輸入した「生鮮アボガド」の命令検査で、一律基準を超えたピフェントリン 0.02~0.11ppm が検出され、廃棄、積戻し等が指示された。

\*ピフェントリン：ピレスロイド系殺虫剤

(作成：2020年2月1日)